富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第６８２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年４月２日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

社会福祉法人制度改革関係の通知等について

日頃より、各市町村福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より　平成３０年３月２０日付で発出されました通知及び事務連絡がありましたので下記のとおりお知らせします。

つきましては、厚生労働省ホームページからご確認下さい。

記

**１　通知文書等**

**（１）社会福祉法人会計基準について**

**・社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令の公布について**

**・社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（新旧対照表）**

**・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱について」の一部改正について**

**・「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について**

**（２）現況報告書等について**

**・「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」の一部改正について**

**・「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式に関するＱ＆Ａ」の送付について**

**２　厚生労働省通知文書登載ホームページ**

社会福祉法人制度改革について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000142657.html>

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号南河内府民センタービル２階南河内広域事務室　広域福祉課　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |

　　※ホームページへのアクセスについては、別添ファイルを参考にしてください。